

2-138-2

環 境 影 韻 評 価 書

—都市高速鉄道日暮里・舎人線建設事業—

平成 8 年 6 月

東 京 都
東京都地下鉄建設株式会社

1. 総 括

1.1 事業者の名称及び所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 青島幸男

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

名 称：東京都地下鉄建設株式会社

代表者：代表取締役社長 熊代 健

所在地：東京都文京区小石川一丁目15番17号

1.2 対象事業の名称及び種類

名 称：都市高速鉄道日暮里・舎人線建設事業

種 類：軌道の新設

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、荒川区西日暮里二丁目の日暮里駅(仮称：以下、駅名はすべて仮称)を起点とし、足立区舎人三丁目の見沼代親水公園駅を終点とする延長約10kmの区间に都市高速鉄道日暮里・舎人線(以下、「日暮里・舎人線」という。)を高架で新設するものである。日暮里・舎人線の計画路線(以下、「計画路線」という。)の位置図を図1.3-1に示す。

本事業の計画の概略は表1.3-1に示すとおりである。

表1.3-1 対象事業の内容の概略

項 目	計 画 内 容
名 称	都市高速鉄道日暮里・舎人線
区 间	(起点)荒川区西日暮里二丁目(日暮里駅) (終点)足立区舎人三丁目(見沼代親水公園駅)
延 長	約10km
構 造 形 式	高架式
単線・複線の別	複線
輸送システム	ガイドウェイ・中量軌道輸送システム
運 転 速 度	表定速度約30km/時 (最高速度：60km/時)
工 事 期 間	平成8年度～平成11年度
供 用 予 定	平成11年末
主 要 施 設	都市高速鉄道日暮里・舎人線軌道、 13駅、車両基地

注) 表定速度：駅停車時間を考慮した列車平均速度

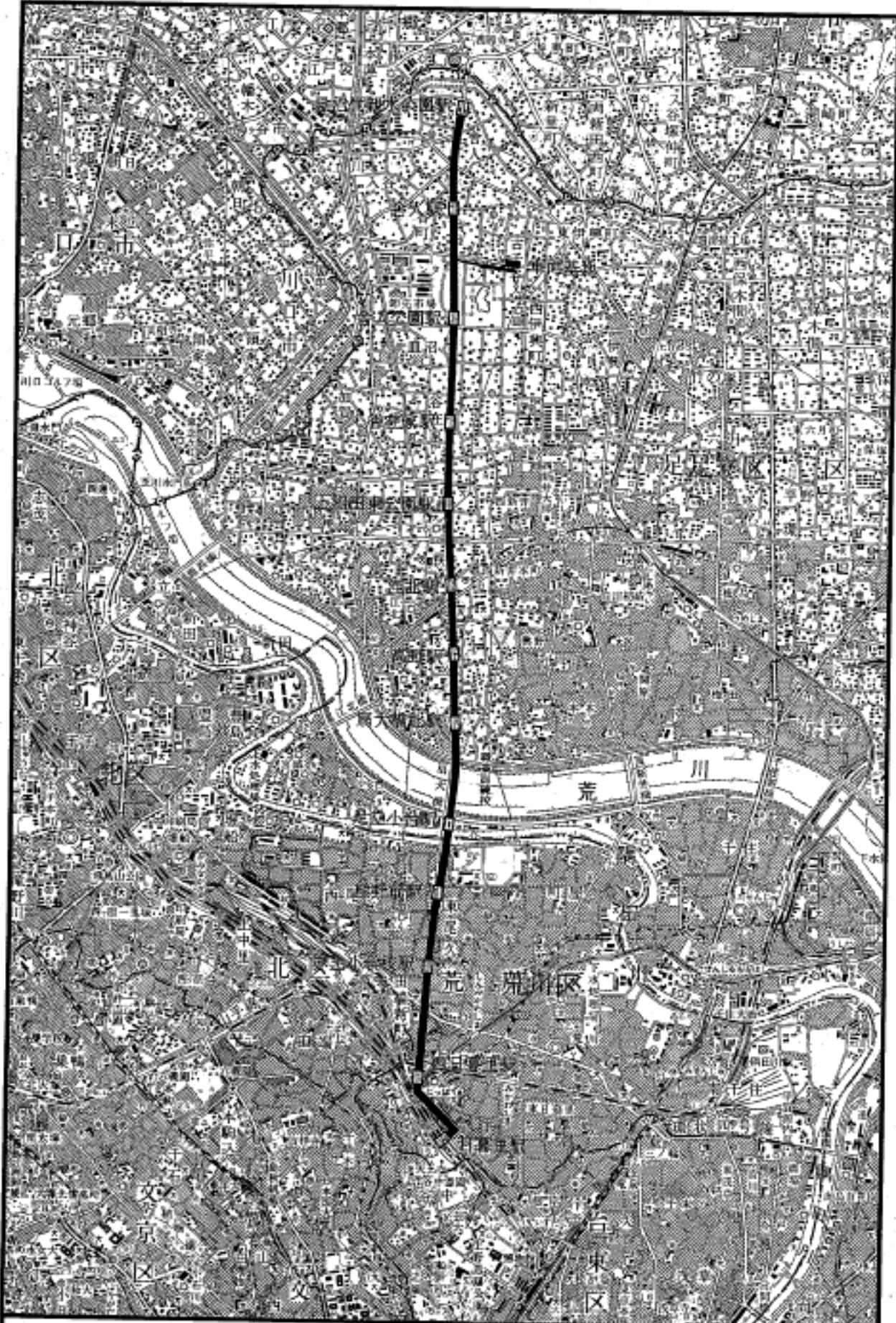


図 1.3-1 新交通日暮里・舎人線計画位置図

駅

■ 路線図
(駅名は仮称)

— 都県境

—— 区 境

1:50,000

0 0.5 1Km

N



1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容と地域の概況を考慮して選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 騒音	工事の施行中における建設作業騒音は、最大79dB(A)であり、騒音規制法に基づく特定建設作業及び東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の騒音勧告基準を下回る。 工事の完了後における新交通の走行騒音は64~67dB(A)であり、評価の指標を下回る。
2. 振動	工事の施行中における建設作業振動は、最大68dBであり、振動規制法に基づく特定建設作業及び東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の振動勧告基準を下回る。 工事の完了後における新交通の走行振動(ピークレベル)は49~52dBであり、人間が振動を感じ始める値(通常55dB程度)を下回る。
3. 水質汚濁	隅田川及び荒川の橋梁基礎工事における漏水発生は、必要に応じて汚濁防止膜を設置し、影響範囲を限定する。 また、締切り内の排水に当たっては、沈殿処理等を行い、東京都公害防止条例に定める排水基準に準拠し、浮遊物質量50mg/l以下の中水として放流するため、河川の水質に及ぼす影響は少ない。
4. 土壌汚染	車両基地内の配慮を要する土壤は、「汚染土壤処理基準」(東京都環境保全局)の「処理等の方法」に基づいて処理した後、車両基地下部に埋設することから、影響はない。
5. 地盤沈下及び地形・地質	車両基地の掘削工事においては、剛性やしや水性の高い土留工法(地下連続壁工法等)を採用するため、地盤沈下はほとんど発生せず、地盤変形もわずかである。 また、舍人公園内の池の水位については、工事の施工中及び完了後とも地下水を遮断することがないことから、影響は少ない。
6. 日照阻害	高架構造物等により新たに生じる日陰時間は、冬至日ににおいて2~3時間程度で、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等にかかる費用負担について」(昭和51年、建設事務次官通知)に定める日陰時間を下回る。

表1.4-1(2)

環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
7. 電波障害	工事の施行中及び完了後において高架構造物等により新たに発生した電波障害については、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」(昭和51年郵政省電波監理局長通達)に基づき、共同受信施設の設置等の対策を実施する。
8. 景観	高架構造物等により地域景観に変化が生じるが、デザイン、色彩が周囲の景観と調和したものとなるよう十分配慮することにより、地域景観に融和した新しい都市的景観が創出される。
9. 史跡・文化財	計画路線近傍の指定文化財は、距離が約70m離れており、工事の施行中及び完了後における振動、日照阻害及び風害の影響はない。 周知の埋蔵文化財包蔵地にかかる工事に当たっては、文化財保護法に基づき、あらかじめ関係機関と十分協議して適切な処置を講ずる。また、工事の施行に際し、新たに埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法の規定に基づき適切に対処する。

1.5 評価書案の修正の概略

評価書の作成にあたっては、知事の審査意見書等に基づき、評価書案を修正した。修正の概略は、表1.5-1に示すとおりである。

表1.5-1 評価書案の修正の概略

ページ	修 正箇 所	修正事項	修 正 内 容
1	(本編) 1. 総 括 1.1 事業者の名称 及び所在地	代表者	知事の交代に伴い代表者を「鈴木俊一」から「青島幸男」に変更した。
3	1.4 環境に及ぼす 影響の評価の 結論	土壤汚染の 評価の結論	新基準の策定に伴い「公有地取得に係る重金属等による汚染土壤の処理基準」に基づく評価の結論を「汚染土壤処理基準」に基づくものに修正した。
7	2. 対象事業の目的 及び内容 2.2 事業の内容	町 丁 名	平成7年7月の住居表示変更に伴い、「古千谷三丁目」を「古千谷本町一丁目」に変更した。
103	5. 現況調査、予測 及び評価		
181	5.4 土壤汚染		「汚染土壤処理基準」(東京都環境保全局)の平成7年1月施行に伴い、基準値を超えた鉛及びひ素について、現況調査を追加し、その結果を踏まえて予測・評価した。
181		現況調査	「土壤の状況」のうち、鉛及びひ素についての追加調査を追加記述した。 「法令による基準等」のうち「公有地取得に係る重金属等による汚染土壤の処理基準」を「汚染土壤処理基準」に変更した。
195		予 測	追加調査の結果を踏まえて、予測し、配慮を要する土壤の範囲、土量等を修正した。
200		評 価	追加調査の結果を踏まえて評価するとともに、新基準の策定に伴い「公有地取得に係る重金属等による汚染土壤の処理基準」に基づく評価を「汚染土壤処理基準」に基づくものに修正した。
311	5.10 環境に影響を及ぼす地域 を管轄する特別区の名稱 及びその区域の略名	町 丁 名 町 丁 境	平成7年7月の住居表示変更に伴い、町丁名及び町丁境の一部を変更した。
315	7. 環境保全のため の措置 7.2 土壤汚染		新基準の策定に伴い「公有地取得に係る重金属等による汚染土壤の処理基準」に基づく措置を「汚染土壤処理基準」に基づくものに修正した。

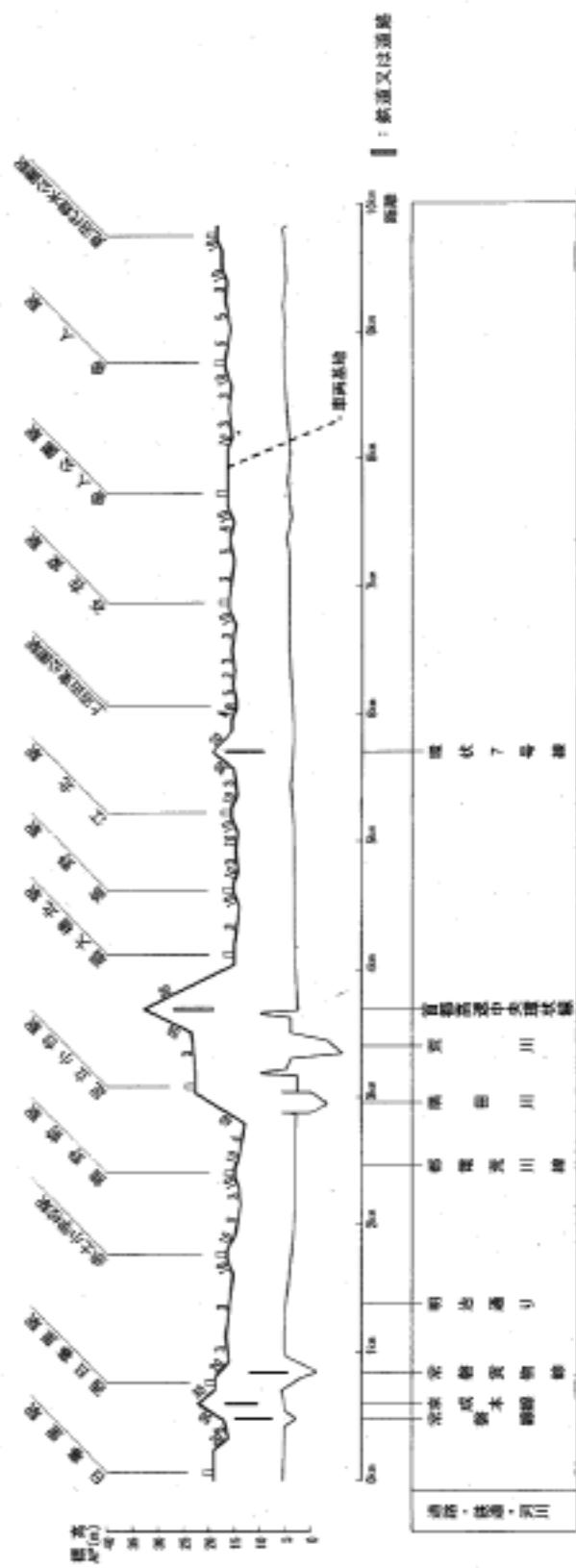


図2.2-1 新交通日暮里・舎人線概断図

